

古典派的起債原則論のドイツへの流入

——「初期ドイツ財政学」の公債論——

池田浩太郎

第一節 本稿の課題

一 問題提起

- 二 古典派経済学のドイツへの流入と官房学的財政論の清算
- 三 「初期ドイツ財政学」時代の経済学界・財政学界展望
- 四 「初期ドイツ財政学」時代の公債と公債論

第二節 ヤーコプとラウの起債原則論

- 一 スミス学徒ヤーコプとラウ、およびかれらの著作
- 二 財政運営の基本態度
- 三 財源選択論——起債原則論

第三節 ヤーコプとラウ、公債累積とその対策

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

一 公債累積の主要因

二 公債破棄

三 公債の累積とその元利償還

第四節 ヤーコプとラウの公債論の学説史的意義

一 ヤーコプとラウの古典派財政論的性格

二 「社会時代の財政学」とヤーコプおよびラウの公債論

第一節 本稿の課題

一、問題提起

起債原則学説は、十八世紀後半の「ドイツ人の神聖ローマ帝国」における後期官房学的財政論にその原型をみることができた。ユステイ、ゾンネンフェルス、シュトルーエンゼーらの起債原則論がこれである。

ついでおなじく十八世紀後半、アダム・スミスによって創設されたイギリス古典派経済学にもとづく財政論を基礎に、起債原則学説はイギリスにおいてやや明瞭な形をとるようになる。

もちろん、この場合、古典派的財政論、とくにその起債原則論が、ドイツ官房学のそれから影響をうけたことはないようである。二つの系統の起債原則論は、ドイツとイギリスとで、それぞれ孤立的に生誕したといった方がよいであろう。

スミスにはじまる古典派的起債原則論は、漸次発展をとげ、十九世紀半ば近くのJ・S・ミルの労作によって、

それは起債原則学説の一つの典型を示すといっても、いすぎではないほどの形に結実した。

ところで、十八世紀後半の官房学説においてその萌芽がみとめられた、ドイツやオーストリアにおいては、その後起債原則学説はいかなる展開をみせるようになるのであろうか。とくに世界的名声と影響力を持ったイギリス古典派経済学の聖典「国富論」一七七六年が刊行された以後のドイツの官房学的財政論は、古典派的財政学説から、どのような影響うけ、また、どのような運命をたどることになるのであろうか。

本稿では、十八世紀末ないし十九世紀前半におけるドイツ公債学説について、とくにその起債原則論を中心にして展望をこころみてみたい。

二、古典派経済学のドイツへの流入と官房学的財政論の清算

さて、ドイツでは十九世紀の初頭において、はじめて独立の学問分科としての財政学が成立したと考えられる。この場合、伝統的な経済学説であり、また財政学説でもあった官房学が漸次清算され、これに代って独自の学問としての財政学が構築されることになるわけである。この時代のドイツ財政学説を「初期ドイツ財政学」*die frühe deutsche Finanzwissenschaft*と呼ぶ学者もいる¹⁾。

1) Stefan Bierni, *Zur Stellung der frühen deutschen Finanzwissenschaft*, Zürich 1968.

そもそもドイツの財政学史的發展には、二つの黄金時代が存在した。その一つはユスティとゾンネンフェルスに代表される後期官房学者が財政学界を支配した十八世紀後半の時代である。次の黄金時代はほぼその一世紀後、すなわち、シュタイン Lorenz von Stein, 1815—1890、ワグナー Adolph Wagner, 1835—1917、およびシュンナ Albert Schäff-

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

He, 1881—1905 のいわゆるドイツ財政学の「三巨星」(E. v. Beckerath の命名) が活躍した十九世紀後半の時代である。²⁾

この二つの黄金時代には生まれた期間のドイツ財政学説が広義での「初期ドイツ財政学」である。

十九世紀はじめのドイツにおいて、独立の学科としての財政学がはじめて構築された事情については、多様な要因が存在したであろう。しかし、これら要因のうち、もっとも重要なものは、いわゆる古典派経済学、およびこれにもとづく財政論のドイツへの流入であったと考えられる。

十八世紀後半から十九世紀前半にかけて、経済学の世界に君臨していた学説は、イギリス古典学派経済学であった。したがって当時における世界の財政学界の指導的学説は、いうまでもなく古典学派の財政論であったのだ。これはスミス以降 J・S・ミルに至るまでの一世紀近くにわたって世界の支配的経済学説、ないし財政学説であった。

官房学の母国ドイツにおいてさえ、スミスの「国富論」はただちに独訳された¹⁾。しかしながら、後期官房学がスミスから思想的・学問的影響をおおいにうけるには、なお一世代近くを要したようである。すなわち、スミス「国富論」およびその独訳の刊行以降十八世紀末ころまでの約四分の一世紀の間、ドイツの国家諸科学、したがって経済学や財政学と呼ばれるべきものには、未だ官房学的色彩が圧倒的であったといってよい。²⁾

1) Johann Friedrich Schiller, *Untersuchung der Natur und Ursachen von Nationalreichthümern von Adam Smith*,

2 Bde., Leipzig 1776 und 1778. ノムバート女史の「サメラ学文献集」Magdalene Humpert, *Bibliographie der Kameralwissenschaften*, Köln 1937. の文献番号一七五〇によると、この独訳の第三巻、第一部が一七九二年に刊

行された由である。

Harald Winkel, Die deutsche Nationalökonomie im 19. Jahrhundert, Darmstadt 1977, S. 7. ビーリー、前

掲書「一四三ページ」 Wilhelm Roscher, Geschichte der National-Ökonomik in Deutschland, München 1874, S. 598f. にあると、「国富論」の公刊後ただちにこれにたいする若干の書評がドイツでみられたという。

2) 十八世紀の最後の四分の一世紀の間にドイツやオーストリアで刊行された、経済学書や財政学書と呼ばれるべきものは、その大部分が官房学的色彩のつよいものであった。

たとえば、ロッシヤーが後期自由主義的折衷主義者の一人にかぞえたロヒンヒトには、当時としては珍らしく「財政学」と名づけられた著作がある (Karl Gottlob Rößig, Die Finanzwissenschaft, nach ihren ersten Grundsätzen entworfen, Leipzig 1789)。そしてこの書物でさえ、外国の参考文献の一つとしてスミスの「国富論」が二ヶ所にでてくるほか、本文で一度スミスの名があげられているにすぎない。本書全巻の記述は全く官房学的であった。

もちろん、この期間のドイツ国家諸科学の代表作は後期官房学者ゾンネンフェルスの「行政、商業および財政の原理」(Joseph von Sonnenfels, 1733—1817, Grundsätze der Polizey, Handlung und Finanz, 3 Bde., Wien 1765—1776.) である。この書物の後の版(たとえば第六版、一七九八年)にいたってもなお、彼はスミスの「国富論」にはあまり深くかわらなかつた。いわゆる「自然秩序」に関連してスミス「国富論」に言及したり(第三巻、一四四節の注b)、分業の利益をスミスのマニファクチャーにおける分業の利益をもとに説明している(第二巻、一五四節)程度である。これについては大川政三教授との共著「近世財政思想の生成」千倉書房、昭和五七年、一六八ページを参照。

十九世紀初頭にいたってもなお、著作刊行の数量的側面からみると、ドイツやオーストリアでは、依然として官房学的財政論が財政学の主流であるといえる状態であった。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

「……しかしながら、一七九四年以降には、若干のドイツ経済学者たちが集中的にスミスを論ずることをはじめたのである」(ヴァンケル、前掲書、九ページ)。一例をあげておこう。

つとにスミス経済学の研究を手がけてきたブラウンシュバイクのリュエダーや、ケーニヒスベルクのクラウスらが、スミス学説を土台とし、これに若干の修正をほどこした上で、経済学の講述をはじめた。これにもとづいて、かれらは文字通りのスミス流ないし古典派的な経済学や財政学の理論を展開することになった。¹⁾

1) August Ferdinand Lueder, 1760—1819, Ueber Nationalindustrie und Staatswirthschaft, nach Adam Smith bearbeitet, 3 Bde., Berlin 1800—1804. Christian Jacob Kraus, 1753—1807, Staatswirthschaft, 5 Theile, Königsberg 1808—1811.

さて、ついでスミス学説ないし古典派経済学のドイツへの第二波の、しかも本格的侵入が、いわばナポレオン戦争によるフランス軍のドイツ進駐とともにやってきた。フランスのJ・B・セイの経済学、すなわち、フランスのスミス学徒であり、同時にフランスの指導的経済学者でもあったセイの「経済学概論」Jean-Baptiste Say, 1767—1832, Traité d'économie politique, ou simple exposition……, 2 vols., Paris, 1803. の仲介を通じておこなわれたのである。

第一波の時より若い世代の若干の学者は、セイの経済学説を通して、さらにはまた、直接にスミスないしイギリス古典派経済学の研究に取りくむようになる。そしてかれらが漸次ドイツの大学の講壇を占めるや、古典派的経済学がドイツ大学における支配的な経済学説になった。

以上のような二つの波ののって、十九世紀はじめのドイツにおいては、スミスないし古典派経済学に基礎をお

く財政論にもとづいて、従来の支配的学説であつた官房学的財政論の清算ないし改造がはかられた。そしてドイツの財政論は、次第に官房学の支配から脱し、独立の学問分科として、いわゆる「初期ドイツ財政学」としての最初の学問的形成を、十九世紀はじめの一世代の間になしとげることになる。

三、「初期ドイツ財政学」時代の経済学界・財政学界展望

十九世紀最初の一世代あまりを意味する、いわゆる「初期ドイツ財政学」時代のドイツ経済学説ないし財政学説については、残念ながら、今日ではその大部分がすでに「忘れ去られた」状況にある。しかしながら、あえていうならば、上述したところから、その主流はスミス流ないし古典学派流のそれであつたことは、容易に想像されるところであろう。そしてわれわれは、これをまず記憶にとめておく必要がある。とはいへ、それ以外の傾向を持った経済学でないしは財政学者のグループの存在を完全に忘却してしまつてよいわけではない。

経済学、とくに財政学を中心にこれを見るならば、

1 この時期の財政学者のうちには、いまだ官房学的色彩をつよく残している者で、しかも注目すべき業績を公刊した学者もいる。¹⁾

1) タウチナーにもとづいて、この時期に活躍した二人の官房学的財政学者の業績を、それぞれ一つずつあげておこう (Anton Tauscher, Art., Kameralismus, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, 5. Band, Stuttgart-Tübingen-Göttingen 1956, S. 467.)。

Karl Heinrich Ludwig Pöhlitz, 1772—1838, Die Staatswissenschaften im Lichte unsrer Zeit, 5 Bde., Leipzig
古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

1823—24.

Johann Paul Hartl, 1772—1842, Vollständiges Handbuch der Staatswirthschafts- und Finanzwissenschaft, ..., 2 Theile, Erlangen 1811.

2. ついで反スミスの立場をとる比較的高名な学者もいた。¹⁾

1) ここではとくに反スミスの国政論者の財政論もあげなければならぬであろう。このうち、十九世紀後半のドイツ財政学説にとくに大きな影響をあたえたものに、マダム・シユラー Adam Heinrich Müller, 1779—1829 とその流れをくむドイツ・ロマンティックの国家観や経済論ないし財政論がある。

しかもこれら二つのグループからこそ、十九世紀後半のドイツ財政学、ワググナーのいわゆる「社会時代の財政学」die volle Herrschaft der 'socialen Phase' in der Finanzwissenschaftの基本的構成要素のいくつかが提供されたのである。

しかしながら、これら二グループの財政学者の存在は、この時期における学問的水準の高いドイツ財政学説が、スミス学徒によって展開されたものであることを否定するほどのものではなかった。

いま述べたように、十九世紀初頭の一世代の間の財政学説は、おおよそ三グループに分類されるのであるが、このなかにあつて、いわゆる「初期ドイツ財政学」の主流をなすスミスの財政学徒のうち、もっとも代表的な学者は誰か、また何があつとも代表的な業績であろうか。この問題に結着をつけることには、かなりの困難をともなうかもしれない。¹⁾

1) たぐをば、シムトナーが Joseph A. Schumpeter, History of Economic Analysis, New York, 1954. 東畑精

一訳「経済分析の歴史」全七巻、岩波書店、一九五五—一九六二年、の五〇—一ページ以下、邦訳、第三巻、一、〇五四—一、〇五六ページに於いて、この時代の代表的経済学者としては、ヤーコン Ludwig Heinrich von Jakob, 1759—1827
ヤコブ Karl Heinrich Rau, 1792—1870 のほか、フーレンゴットlieb Hufeland, 1760—1817、クラウスマン、および
ブーテン Julius Gr. von Soden, 1754—1831 とをあげ、これらの代表的著作を紹介、批判している。

また、ビューリは前掲書のうちで、「初期ドイツ財政学」者のうち、一八三〇年までに代表的業績を刊行した者として
はヤーコンを第一にあげ、ついでブーテン、ロッシ Johann Friedrich Eusebius Lotz, 1771—1838 等、およびアルヌス Carl
August von Malchus, 1770—1840 をあげ、これらの著作をその研究対象としている。

われわれは、他の研究書をひもとくことによつて、「初期ドイツ財政学」の代表者とその代表的著作の数をさらに加
えることができるとあらう。

さて、この時代のもっとも指導的なドイツ経済学者であり、かつもっとも代表的な「初期ドイツ財政学」者として、ヤーコンとラウをあげることには、誰も異議をさしはさむことはできないと思われる。これらの財政に関する著作は、それぞれこの期間におけるもっとも重要かつ指導的な概論書であったのだ。すなわち、「ヤーコンの著作『国家財政学』（初版、一八二二年）Die Staatsfinanzwissenschaft……, 2 Bde., Halle 1821. は、ラウの著作の公刊までの十九世紀初頭の三〇年間における、財政学の最重要な業績をあらわすものであることは、財政学の学説批判の論述の一致しているところである」。ラウは、官房学的財政論やスミス財政学説など過去の代表的財政学説を総括し、十九世紀後半のワグナーを中心とする「社会時代の財政学」に構成材料を供給した点で注目されるべき財政学者であった。しかしこの著作については、それがあまり個人的ではない点、オリジナリティに
とぼしいなどの点で、指導的書物であることに疑問を投げかけるむきもないではない。とはいえ、彼の「経済学

古典派的起債原則論のドイツへの流入

教科書」三部作 *Lehrbuch der politischen Oekonomie*, 3 Theile, Heidelberg 1826—1837. の第三部「財政学原理」二分冊、ハイデルベルク、一八三二年と一八三七年 *Grundsätze der Finanzwissenschaft*, 2 Abtheilungen, Heidelberg 1832 und 1837. は、版を重ね、刊行後およそ半世紀ちかくの間、ドイツでもっとも普及した財政学教科書であった。この事実一つをもつてしても、ラウの労作をもつて十九世紀前半のもっとも代表的な財政学書と考へることは、あまり間違つた見解ではないと思われ²⁾。

1) Erwin von Beckerath, *Die neuere Geschichte der deutschen Finanzwissenschaft*, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 2. Aufl., 1. Band, Tübingen 1952, S. 418f.

ヤーコプの「国家財政学」についてロッシェャーは次のようにいつている。「ヤーコプの最後の諸著作もまた、たいしたことはない。彼の『国家財政学』(全二巻、一八二二年刊行)は、まったく我慢のならない冗長なものである」(ロッシェャー、前掲書、六八七ページ)。しかしロッシェャーのこの発言は、ヤーコプの著作中で「国家財政学」が相対的に低評価をうけていることを意味している、と了解してもよいであろう。

2) シュムペーターは前掲書、五〇三ページ、邦訳、第三巻、一、〇五八ページでラウについて、皮肉な調子で次のように述べている。「彼は確かに健全な常識、学識および平凡性を備えていた。……彼の『政治経済学教科書』……の圧倒的な成功を示すものは、諸版を重ねたという点にあるというよりも、アドルフ・ワグナーがこの書物は、他の新しいものによつて代替される代りに、改訂されるに値すると考えた事実にある。教師としてのラウは経済学の歴史のなかで聳えているものでなくてはなるまい。尤もこの書物が豊富な事実を甚だ見事に捕えて示しているという一点……を除くと、これを高く買うべきなものも挙げえない」。

これに反し、E・クラインは次のように述べている。すなわち、十九世紀の最初の六〇年間における「財政学」に対す

る最重要な理論的業績は、……I・H・V・ヤコーブと……K・H・ラウの由来たる『ゲルマニア』(Ernst Klein, Geschichte der öffentlichen Finanzen in Deutschland (1500—1870), Wiesbaden 1974, S. 127.)。

さらにヤコーブの「国家財政学」第二版、一八三七年が一八四一年にフランス語に訳されたこと、ラウの「経済学教科書」三部作の一部がヨーロッパで八ヶ国語に訳されたことも付記しておいてよいであろう。ただし古典派経済学の祖国イギリスでは、ラウの主著の英訳は公刊されなかったであろう(Carl Meitzel, Art., Jakob, Ludwig Heinrich von, in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Aufl., 5. Band, Jena 1923. 2443—2453)。「カーン・インリッピ・ラウ」前掲「国家諸科学辞典」第六巻、一九二六年所収。Klaus Sinewe, Karl Heinrich Rau. Persönlichkeit und wissenschaftliche Leistung in moderner Sicht, Dissertation, 1965, S. 17f.)。

以上の展望を通して、われわれが本稿のテーマを追求するにあたり、とりあげらるべき最少限のもっとも重要な財政学者とその業績についての、おおよその見当がついたことと思う。

しかしながら、本稿で問題としているのは、「初期ドイツ財政学」時代の財政学一般ではない。とくにその公債論が考察の中心に位置すべきなのである。にもかかわらず、検討の対象となる最少限の学説は、上述のもののだけで充分なのであろうか。

これについての解答をうるためには、当時のドイツにおける公債をとりまく諸環境と、財政学者たちのそれへの反応のあり方をまず考慮しなければならぬと思う。

四、「初期ドイツ財政学」時代の公債と公債論

十八世紀末から十九世紀のはじめにかけてのナポレオン戦争は、その遂行のために膨大な額にのぼる公債の発

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

行と、したがってその累積とを、ヨーロッパ各国に共通にひきおこした。ドイツも、またイギリスもその例外たりにえなかつた。

元来、財政学の領域のうちでは、とくに公債論において国家観や経済観の相違が、もっともストレートに、かつ拡大された形で、異なった見方や理論をうむ傾向を持つ。經常的となり、かつ制度化がすすみつつある、租税の場合などよりも、公債（政策）においては、一層為政者の政策意図が直接的に反映しやすいからでもあろう。

ナポレオン戦争にともなう膨大な公債の発行と累積という、ヨーロッパ各国に共通した事實は、国や経済発展が異なり、また経済観ないし経済学説が異なるにつれて、さまざまに異なった形で公債への反応を示すこととなったと想像される。

まず、イギリスについてこれを考察してみよう。支配者と被支配者、あるいは支配者の経済たる「国家経済」と被支配者の経済たる「国民経済」との、利害の根本的対立を直観的に把握し、それゆえに「市民社会」と「国民経済」との利害を中心に、「国家経済」をも理論化しようとしたイギリス古典派経済学にもとづく財政論においては、膨大な公債の累積は、「国民経済」にとって危機以外の何物をも意味しなかつた。かれらの公債論の中心的関心は、いわゆる「減債基金論」たらざるをえなかつたわけである。

これに反し、ドイツにおいては、支配者と被支配者、国家の経済と国民の経済とは、根本的に対立するものは考えられなかつた。いづれかといえれば共存共栄関係にあるとみられていたのである。しかも、君民「共同の至善」*das gemeine Beste* の実現というような中心概念を持つ官房学的財政論においてはとくに然りであつた。しかしながら、イギリス古典派的経済学の基礎に立つ「初期ドイツ財政学」の主流派にとつてもまた、濃淡の差は

あるが、国民経済的利害と根本的に対立する形での国家経済は考えられなかった。

公債の発行やその累積については、いずれにしてもイギリス古典派的財政論ほどに、もっぱら国民経済的側面からの考察に終始し、徹底的に公債敵視 *Kreditfeindlichkeit* する見方は、ドイツにおけるスミス流財政論者にとってさえできなかった。程度の差はあれ、当時のドイツ財政学者たちは、公債を財源にする政策をもって、はじめてナポレオン戦争に耐え抜くことができたとも考えていたのである。それゆえ、強弱の差はあれ、かれらは何らかの意味での公債の持つ積極的な役割を感知していたと考えてよいであろう。しかも現実的にも、当時のドイツにおいては、年々の経費は膨脹し、歳入不足が常態となりつつあった。

このような諸事情に触発されて、公債の議論は「初期ドイツ財政学」の時代のドイツにおいては、実際的にも、またジャーナリズムの上でも、さらには学問的にも非常にさかんとなった。その結果、「初期ドイツ財政学」の時代には、スミス流ないし古典派流のドイツ財政学においては、母国イギリス古典派の財政論よりも、ヨリ積極的に、ヨリ精密に公債を論じた注目すべき高水準の研究書が若干公刊されるはこびとなった。¹⁾

- 1) 当時における公債論の文献集にはジャンツのものがあつた (Georg Schanz, *Bibliographie deutscher Werke über öffentliches Schuldenwesen seit 1800*, in: *Finanzarchiv*, 26. Band, 1909.) これによると一八〇〇年から一八四九年までの十九世紀前半に公刊された公債論関係文献は一〇八点にものぼる。まことにおどろくべき数量であらう。このうちには公債論の単行書も若干ふくまれていた。しかしながら、公債学説史ないし財政学説史的にみれば、その大部分は一応第二級の文献と考えてよい。

この時代の公債論の単行書のうち、われわれがとくに注目すべき重要文献とみているのは、次の二点である。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

Friedrich Nebenius, *Der öffentliche Credit*,……, Karlsruhe und Baden 1820; 1829f.

Christopher Bernoulli, *Beiträge zur richtigen Würdigung der Staatsanleihen überhaupt und der verschiedenen Anleihsformen*, Karlsruhe 1833.

その重要であるゆえんについては別の機会に述べるつもりである。これら両著作はいずれもスミス流ないし古典派経済学流の財政論の上に立っている業績である。

「初期ドイツ財政学」時代の公債学説を研究するにあたり、われわれは既述したヤーコプとラウのものに加えて、少なくとも一、二の公債論の単行書、とくにネーベニウスとベルヌリのそれを検討対象に入れるべきではなからうか、と考えている。

第二節 ヤーコプとラウの起債原則論

「初期ドイツ財政学」時代におけるドイツ財政論ないしは公債論についてのながい展望をへて、われわれはいまや「初期ドイツ財政学」のもっとも代表的な学説として、ヤーコプとラウのそれをとりあげ、かれらの公債論、とくに起債原則論の様相を解明すべき段階にきたと思う。

既述のように、かれらをふくむこの時代の財政学者は、今日ではほとんどすべて名前のみが知られているにすぎず、その学説の内容については事実上知られていない（ビェーリ、前掲書、五ページ）。この事情を考慮して、われわれはヤーコプとラウの起債原則学説を、なるべくかれらの著作から直接にえがきだすことにとめるつもりである。

一、スミス学徒ヤークとラウ、およびかれらの著作

再三述べたように、ヤークやラウは、経済学とくに財政学の領域ではスミス学徒であり、おおよそからいつて古典派経済学の基礎の上に立つ財政学者である、と一応いってよい。かれらがものした翻訳書がこのことを外面的に保証してくれるであらう。¹⁾

1) ヤークにはソーントン「イギリス紙券信用論」一八〇二年 H. Thornton, *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, London, 1802. の独訳 (ハン、一八〇三年)、『既述のセイ「経済学概論」一八〇三年の独訳 (全二巻) ハン、一八〇七年)、『ちよびはジェームズ・ミル「経済学入門」二版一八二四年 James Mill, *Elements of Political Economy*, 2. ed., London, 1824. の独訳 (ハン、一八二四年) ちよびた。

ラウにはシェタルヒ「経済学講義」一八一五年 Heinrich Storch, *Cours d'économie politique ou exposition des principes, qui déterminent la prospérité des nations*, VI vols., Petersburg, 1815. の独訳 (全三巻) ハンブルク、一八一九—一八二〇年)、『およびセイ「マルサスの手紙」一八二〇年 J. B. Say, *Letters to Mr. Malthus on Various Subjects, Particularly on the Causes of the General Stagnation of Commerce*, London, 1820. の独訳 (ハンブルク、一八二二年) がみられた。

ヤークは、かれの財政学上の主著「国家財政学」第一巻の前言、すなわち、マイゼルをして「今日でもなお一読に値する学問の目的と方法に関する前言」といわしめた、その前言で、次のように述べている。すなわち、経済学の基礎の上に財政学は成立する。それゆえ、スミス経済学説を充分にわがものとすることによって、はじめて財政学の根本的理解に到達するのである。スミスおよびスミス追従者たちの経済学的労作のうちに、財政学を構成する主要なる要素が存する、と。²⁾

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

1) Franz Meisel, *Geschichte der deutschen Finanzwissenschaft im 19. Jahrhundert bis zur Gegenwart*, in: *Handbuch der Finanzwissenschaft*, 1. Aufl., 1. Band, Tübingen 1926, S. 250.

2) 「アダム・スミス以来、ますます完全にかつ徹底的になされた、国富の性質と原因についての諸研究は、必然的に財政学の形成にも有利なる影響をあたえずにはおかなかつた。……それゆえ現在、財政について根本的に判断しようとする者は、いわゆる経済学の最近の進歩についてのもっとも確実なる知識を得ていなければならぬ。これのみが、あらゆる財政措置がその究極の正当づけを期待している、諸原則の頂点に到達させるのである」(ヤーコブ「国家財政学」第一巻「Vorrede, v. f.」)

ラウはヤーコブほどの熱烈なスミス学徒であったとはいいがたいかもしれない。むしろ彼の持つ性格的特徴である折衷性は、過去のいくつかの主要学説のそれぞれに相應の意義を認めていた¹⁾。しかしラウの経済学説ならびに財政学説にもっともつよい影響をあたえた者はスミスであり、その経済学説であったことには間違いはない。ラウはいう。「財政に国民経済的基礎を提供したスミスの体系は、財政の上にあらたなる光を行きわたらせた。国家収入は従来孤立的に觀察されていたのが、いまや全体に総括され、これは国民経済というより大なる全体と、もっとも密接に結合するものとして登場することになったのである」(ラウ「財政学原理」第一分冊、一九ページ)。

1) たとえばラウは、「あらたなる、またおおいなるイデーによって貫徹されるようなことはなかつた……」が、後の財政学の形成にたいし後期官房学が相應の意義を持ったこともみとめてゐる。ユスティの財政学上の著作は「財政学をはじめて詳細かつ方法的に論じ、ながく實際家の手引きとなつたものである」。またゾンネンフェルスの「行政、商業および財政の原理」第三巻の「財政学」は、スミス以前の最善の労作である、とも彼は述べている(ラウ「財政学原理」

第一分冊、一八一—一九ページ。

ついでながら、ヤーコプもまた官房学説、とくにユステイの官房学的財政論の財政学形成への貢献をみとめていることも付言しておきたい。「ユステイは財政学にたいし、完全に科学的形態をはじめて付与した……」(L. H. v. Jakob, *Einleitung in das Studium der Staatswissenschaften*..., Halle 1819, S. 301.) のこと。

以上によって、かれらの財政学説にもっともつよい影響をあたえたものは、いわゆる古典派経済学説、とくにスミス経済学説であるという事情が、おおよそ了解できたことと思う。

ヤーコプは当初ハレの哲学教授として、カント哲学の普及者として、そのアカデミック・キャリアを出発させたが、ついで同僚のスミス経済学研究に刺激されて経済学の領域に足をふみ入れた。

ラウはエルランゲンでの官房学的研究をへて、ハイデルベルクの教授時代に、スミス経済学の上に立った経済学の講述をはじめている。

かれらは古典派的学説の上に立って、従来の官房学的財政論の清算をこころみた。しかもかれらは、英仏古典派経済学者たちとおなじく、財政学を広義の経済学ないし応用経済学の一部門としながらも、その重要性のゆえに、財政学にたいして古典派経済学者たちよりも、ヨリ高い独立性を持つ学問分野としての地位をあたえたのである(ヤーコプ「国家諸科学研究入門」二九七ページ)。そしてかれらは、その財政学的労作をして、十九世紀前半のドイツ財政学界で聳え立つものたらしめた。

二、財政運営の基本態度

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

ヤーコプとラウの展開した起債原則論について考察するにあたっては、まず、かれらの財政運営の基本態度からみてゆくべきであろう。

既述のように、かれらはその根本において、スミスのないしは古典派的財政観を持っていた。すなわち、かれらは明言すると否とにかかわらず、健全財政ないし均衡財政をもって、もっとも望ましい財政運営のあり方だと考えていた、といってもよいと思う。

ラウは均衡財政の原則を明言している。すなわち、「収入と支出との合致が、国家家計の規則的かつ永続的に有益な状態であるとみとめられることは……あきらかである」(ラウ「財政学原理」第二分冊、二九三ページ¹⁾)。

1) しかし、残念ながら筆者は、財政運営にたいするかかる基本的態度を明言した箇所を、ヤーコプの「国家財政学」のうちには、見いだすことができなかった。

とはいえ、ビエーリもいうように(ビエーリ、前掲書、六五ページ)、ヤーコプはその「国家財政学」において、「収入」(ドマーネン、レガリエンおよび租税というような)「不断に流入する諸源泉から論じ、また国家経費では国家目的から生ずる基本的需要を基礎にした」。もってヤーコプは、少なくとも一般的・長期的意味での均衡状態を財政運営の基本としていたことが容易に推測されうるであろう。

原則的には均衡財政論者であったヤーコプとラウにとつては、いわゆる経常的予算、ないしは経常経費は、年々流入が期待される経常収入種類でもって充足すべきものであった。¹⁾

1) ヤーコプにあつては、経常収入の種類は官房学の伝統にしたがつて、まず

国有財産ないし国有地(ドマーネン)

諸高権（レガリエン）

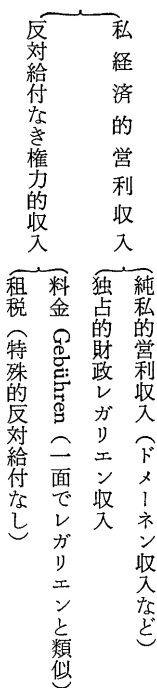
からの収入で充足すべきものであった。そしてこれらの収入種目によるのみでは經常経費の充足に不充分であり、かつこれらのものの増収が不可能なし不適当な場合には、その最適なる補完として、

公課なし租税

が登場することになる（ヤーコプ「国家財政学」第一卷、二八、三六六—三六七ページ）。

しかしヤーコプは、上述三種の収入のうち、租税収入が現実には最重要なものとなつてゐることをみとめてか、租税の論述にもっとも多くのページを割いてゐる。

ラウは後のドイツの伝統的財政学の範となるようなやや近代化された形で、經常経費を充足すべき国家の經常収入を並びたてる。すなわち、主として収入源泉の経済的性質にもとづいて、次のように列挙するのである。



（ラウ「財政学原理」第一分冊、八〇—八三ページ）。

三、財源選択論——起債原則論

ヤーコプやラウの、經常支出は經常収入をもつて調達せよ、という形の均衡予算原則をさらに延長して考えるならば、臨時支出に關してもまず、たとえば既存の公課の引上げのような經常収入の増収措置によつて充足せよ、

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

ということになるであろう。これが不可能ないしきわめて不適當な時にはじめて、臨時的収入手段が考慮されることになるであろう。

臨時的・一回的経費支出の必要の出現、あるいは時折生ずる歳入不足の事実、これらはかれらにとっては、不可避的なもの、ないしはやむをえないものと映った。そこで臨時経費支出の必要と存在とを前提として、このための調達財源の種類として、たとえばヤーコプはとくに次の經常収入種目と臨時収入種目とをあげた。すなわち、

- (1) 以前に備蓄されている財宝
- (2) 既存の公課の引上げ、ないし新税
- (3) 国家資産やレガリエンの譲渡、ないしこれらのもの使用料の引上げ、公課の売却等々
- (4) 国家信用の利用
- (5) 国外の財源」(ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六一二ページ)

これら五種の収入のうち、ヤーコプは(3)と(5)とを、ここでとくにとりあげなくてもよいと考えているようである。¹⁾ となると、ヤーコプは臨時経費調達のための財源選択の問題を、後期官房学以来の伝統的な三種の収入種類の間で展開させることになるであろう。²⁾

1) ヤーコプは次のように考えている。すなわち、

(3)の収入種類は臨時、緊急時のそれとしては、あまりよくない。突然に大量の国家資産を有利に売却することは困難

だし、そもそも国家は、いかなる場合にも、これらを処分するのは賢明でないからである（ヤーコブ「国家財政学」第一巻、六二五ページ以下）。

(5)は、敗戦国民の財産没収による収入などであり、これは私有財産への不当な干渉であるとともに、財政学的考察とはあまりかかわりを持たないものでもある（ヤーコブ「国家財政学」第一巻、七〇一ページ以下）。

2) 後期官房学者のユステイやゾンネンフェルスもまた、臨時経費調達のための財源選択の問題を、一応、上述(1)から(4)までの四種のものを選択の問題と考えてはいる。しかしながら、第(3)のものはヤーコブがあげたのとはほぼ同様の理由から、学問的にはとくにとりあげていない。拙稿「カメラリスムスの起債原則学説について——ユステイとゾンネンフェルスの公債論——」成城大学経済学部創立三〇周年記念論文集、昭和五五年一月、二二〇ページ参照。

ラウの「財政学原理」のうちには、臨時経費調達財源を体系的に列挙し、説明している箇所は見あたらない。しかしながら、その財源選択論の出発点は、ヤーコブのものとはほぼ同様であった、と考えても大過ないであろう。¹⁾

1) ラウ「財政学原理」第二分冊、二九〇—二九二ページの叙述は次のように考えてもよいと思う。すなわち、経費の調達財源が、租税収入などの經常収入の増加で間に合わないときには、偶然的・臨時的・一回的収入、国家の資本 *Staatvermögen* の喰いつぶし、起債、備蓄財宝の取りくずし、などによる調達がある、と。

かくしてヤーコブとラウの、臨時経費調達のための、いわば本格的な財源選択論は、
備蓄国家財宝の取りくずし

既存租税の増税または新税創設

起債

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

をめぐぐるものであったと考へて置く(L. H. v. Jakob, Grundsätze der National=Oekonomie oder National=Wirtschaftslehre, 3. Aufl., Wien 1814, S. 347.)

この三者のうちでは、まず国家の備蓄財宝の取りくずしを考察の対象から外してもよいであろう。これはすでに積立てられていたものを緊急時に取りくずすだけであり、緊急時にあらたに調達するものではない。しかも、いわば平時における国民の超過負担を意味する財宝備蓄自体は、古典派的財政論者にとっては問題のおおい収入種目であらうからである¹⁾。

1) ヤーコプもラウも、財宝の備蓄自体については、往時はともかく、今日ではあまり適切な措置ではないと考えている。

ヤーコプは、備蓄財宝の取りくずしについて、官房学以来の伝統にしたがって、財宝備蓄そのものの長短を詳細に述べている。すなわち、財宝備蓄は私経済が緊急時に備えて經常収入のうちから備蓄しておくのに似ている。これは臨時に財源が必要となったとき、

a 即刻に調達を可能にさす、

b 国民に直接負担の増加を強くない、

c 備蓄財宝の存在は、国家信用を強化することによって、国家の借入などをヨリ容易にする、

などの点で、かつては賢明な財源調達手段であった。しかしながら他方これは、

d 生産的用途にふりむけらるべき資金の死蔵であり、

e 一時的な効果しか持たない、

などの欠点を持つものである、という(ヤーコプ「国家財政学」第一卷、六一四ページ以下)。

ラウはいう。「かかる備蓄、国家財宝の収集は、流通があまり盛んではなく、信用が欠けていた往時においては、国政の本質的措置であった。これに反し、商工業がしばしば貨幣形態にかえられた大量の資本を急速に回転させて使用し、しかも政府ならびに私的債務者が、その必要とする信頼を資本所有者のもとで見いだすような、諸国における今日の状況下では、それは不必要である。緊急の場合には借入によって、容易かつ確実に必要な援助をうるからである。これはまた賢明ではない。貨幣形態にせよ他のものであるにせよ、大量の財貨を死蔵するのは、産業活動と国民の所得にたいする損失をひきおこすからであり、さらに巨額のもが手許にあると、余分な支出へのつよい誘惑をつくりだすからである……」。しかもこれは合目的ではない。備蓄分だけ今すぐ減税する方が国民経済的にも、国家経済的にもヨリよいと考えられるからである（ラウ「財政学原理」第二分冊、二九一—二九二ページ）。

かくてかれらは、臨時経費の財源調達にあたっての、租税か公債か？ という古くてあたらしい財源選択問題の定型に到達する。

この場合、かれらの均衡財政志向は、一般的には既存の經常収入たる租税の増徴による調達をもって、単に国民経済の見地からのみならず、国家経済の見地からみても、もっとも適切な財源選択であるとする。

ヤーコブはいう。「緊急時における經常公課の引上げは、国家所得を増加させるための、もっとも自然にして最善の手段であると思われる」（ヤーコブ「国家財政学」第一巻、六二〇ページ¹⁾）。

1) これが臨時経費調達の最善の手段であるためには二つの前提が必要である、とヤーコブはいう。すなわち、

「負担が公平に分配されているような公課体系が、すでにその国に存在していなければならない」し、また「大蔵大臣が……既存の諸租税と納税者の純所得との関係についての精確な知識を持っていなければならないのである」（いずれもヤーコブ「国家財政学」第一巻、六二〇、六二二ページ）。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

ただし、おなじく租税による増収といっても、巨額な収入を期待すべき新税を緊急時に創設することは、租税負担を一層不公平なものとしたり、国富をそこなうおそれが多い（ヤールコプ「国家財政学」第一巻、六二二ページ）。

ヤールコプはやや具体的に提案する。財政当局は緊急時の増徴にそなえて、適時に国民の資産や純所得について、できる限り正しい知識を養っておくべきである。そしてそのために、平時に非常に軽度な純所得への課税を導入しておき、時間をかけてこれを完全に調査しておかなければならない、と。¹⁾

1) ヤールコプ「国家財政学」第一巻、六二三ページ。しかしヤールコプは、他方において經常収入としての租税については次のように考えている。すなわち、

a 所得は文明社会では複雑多岐に現象するので、個々人の純所得の正しい把握が困難である、

b 多数の中小所得者への課税は大衆に抑圧的であるのみならず徴税コストが高い、

等々の理由から所得税は明確な所得を適度の税率でかけるにとどめ、これを直接的ならびに間接的消費税 Consumptiontax で補充することによって、真の所得に公平かつ平等な課税をなすことを提唱している（ヤールコプ「国家財政学」第一巻、前言、二五―二七ページ、および第一巻、五六三ページ以下）。

以上のようにヤールコプは、臨時経費の調達にあたっての租税と公債との財源選択において、充当さるべき個々の財源の持つ性質ないしはその社会・経済的作用に注目して、一般原則としては既存の租税の増徴によるべきであるとした。

ついでヤールコプは、充当された収入が支出される側面、すなわち、臨時経費支出の社会的・経済的作用の側面から考察しても、もちろん、租税によって調達すべきだとしているのである。

しかしながら、ヤールコプは租税調達という基本原則を破らざるをえない特殊なケースの存在をもみとめてい

る。たとえば戦時などで、巨額のことを即刻に調達することが至上命令となっている場合がこれである。

巨額でかつ即刻に支出すべきである、というような外、面的特徴を、臨時経費が持つ場合には、公債財源も選択されざるをえないとヤーコプは考える。この場合には公債を選択すべき何ら積極的な国民経済的根拠は存在しない。増税その他の臨時的収入手段によるのみでは、経費充足に非常に不十分であるとか、たとい充足が可能であるとしても、いちぢるしい国民経済的弊害をともなつてのみ可能である、という財政状態の圧力が、最後の手段としての起債を不可避としたり、あるいは起債をもつて消極的な意味での賢明な策とするのである(ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六三四ページ)。

この場合、公債以外の臨時収入手段がすでに利用されていることが前提となることは当然であろう。公債は、いわば必要悪の最後の選択の形で登場することになる。ヤーコプもいうごとく、まことに「起債はつねに悪であり、したがって決して選択すべきではない。しかしヨリ大なる害悪を回避しようとする場合には、そのための現状下での最善かつもつとも効能ある手段とみとめらるべきである」(ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六三三ページ¹⁾)。

1) ヤーコプの考えでは、既存の租税の増税や新税の創設は、それ自体、臨時経費調達手段としては有効であろう。しかし、もちろん、これのみで充分というわけにはいかない。「とはいえ、公課の引上げは、臨時借入の元利払いの源泉として役立つべき善き手段であり、鞏固なる信用の基礎を作り上げるものである」(ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六二四ページ)。

ついで、ヤーコプおよびラウにおける起債原則論の積極的展開について考察しよう。

周知のようにこれは、主として国民経済的見地からみて、臨時経費の調達にあたって、起債によつてもよい、

古典派的起債原則論のドイツへの流入

ないし起債すべきであるというケースを原則化することである。

かかる形での起債原則論は、通常、その資金が臨時経費として支出される側面から構成する原則論と、調達すべき資金の性質の側面からする原則論とから合成されると考えてよいであろう。

第一の側面について述べてみよう。

既述のようにかれらは、臨時支出の外面的特徴、すなわち、その額の大きさと調達の迅速性の必要とに着目して、国民経済的議論をこえて起債せざるをえないケース、ないしはや消極的な意味で起債が経済的合理性を持つケースを想定してはいいた。

しかしこれを除外すると、かれらは経費支出の側面からする、起債すべき、ないしは起債してもよいケースについて特に論じはしなかった。かれらもまた、古典派経済学とおなじく、支出は調達財源の相違にかかわりなくなされる、と考えていたからであろう。

第二の側面について考察してみよう。かれらは「……公債は資本を喰いつぶし、また、資本を生産的投下から引き抜く」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三〇三ページ)ことを意味すると考えていた¹⁾。

1) ヤーコブもいう。「公債は生産的労働ないし享受から資本を引き抜いて、これを公的消費にまわす」効果を持っている、と(ヤーコブ「経済学原理」三五二ページ)。

これに反し、増税による場合には、ふつう「納税者はできるだけ自分の資本を喰いつぶさずに、節約や消費の差控えによる収入によって租税を納付しよう」とつとめる。したがってある一定の限界までは、この調達手段は政府にとっては、このようにして生産を制限することなしに達成させるのである」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三

○三ページ、傍点筆者。

すなわち、かれらは一般的にいって、臨時経費の調達を起債によるときには、その分だけ国民経済の生産性をさまたげるが、租税によるときには国民経済的生产性を低下させない、と考えていたといつてよいであろう。それゆえ、かれらは、この側面からみても、租税による充足を原則とした。したがって、この側面からも何らの起債原則も展開しなかった、といつてよいであろう。

上述したようなヤーコプとラウの起債原則論は、まさにアダム・スミスの起債原則論のドイツ版であった、といえるほどスミスのそれに類似している、と考えてよい。¹⁾

- 1) 拙稿「生成期古典派経済学における起債原則論」成城大学「経済研究」第五九・六〇合併号、昭和五三年二月、一一一—一二二ページ参照。

第三節 ヤーコプとラウ、公債累積とその対策

さて、かれらによれば、起債は原則として生産的用途に向けらるべき資金を、公的に消費してしまうことになる。国民経済的には、起債は何ら生産的ではなく、消費にすぎないのである。したがって起債の結果は、貨幣的債務としての公債の累積を見ることになるであろう。

ではヤーコプやラウは、公債累積という現実について、どのように評価していたのであろうか。また、これにたいし、どのような対処をなすべしと考えていたのであろうか。かれらの起債原則についての見解を一層明瞭にするために、これらについて、われわれはついでながら考察しておきたい。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

一、公債累積の主要因

公債の累積傾向をおしすすめる主要なるファクターとして、かれらは古典派経済学者たちとおなじく、起債に歯止めがかけにくいことをあげている。

ヤーコプによれば、たとえばこれは、

1) 政府をして軽率に戦争をはじめさせるとか、極端に遠大な計画を立てさせるとか、気軽に補助金を約束させるようになる。また、

2) 負担を後世にまで残すような、大がかりな費用のかかる計画をなさしめる。

そしてこれらは、時の経過とともに「雪だるま」 Schneeball 式に公債累積を引きおこすことになる。¹⁾

1) ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六九〇—六九一ページ。

ラウもヤーコプとおなじ趣旨のことを述べている。すなわち「信用があると思うと、人はそれを使用するための試みをひきおこす。おおくの政府はこの刺激には抗しえなかった。政府にとっては、まず借入資本にたいする利払いのみしか必要ではなかったので、余分な、あるいはあまり公益的でない経費支出のために債務を負うことになったのである」(ラウ「財政学原理」、第二分冊、三一六ページ)。

平時時には公債の償還がなされないわけではなかった。しかし現実には平常時になす償還額よりも緊急時の起債額の方が、ずっとおおきいという状態がつづいていた。

かかる傾向のおもむくところ、結局公債を累積させずにはおかない。いまやわれわれの前には、いかにして公債の累積をくいとめるか、あるいは公債残高をいかにして減少さすべきか、という難問が立ちはだかることにな

る。われわれにとっては道は二つある。あくまで公債の元利払いをつづけて公債の累積に正面から立ち向うてゆくか、あるいは、累積する公債の一部ないしは全部を破棄することによって公債を减小させるか、の二者択一がこれである。

二、公債破棄

第二の道から検討してみよう。周知のように累積公債の破棄にはさまざまな形態がある。

- 1) 明瞭な形で公債の全体的・部分的破棄としての国家破産、
- 2) (公債利率の大幅引下げなどによる) かくれた形で公債の部分的破棄、ないし (通貨創造による償還やインフレーションによる) かくれた形で公債の部分的・全体的破棄、
などがその主たるものであろう。

このうち、もつとも典型的と思われる国家破産による公債の減少策についてのヤーコプとラウの見解を述べてみよう。

公債の累積は、ついには国民の貧困化と国家破産へとおもむかしめることになるであろう、とヤーコプは考える。しかしこの場合、国家破産についてヤーコプは比較的冷静かつ寛容にこれをみている。すなわち、ヤーコプはいう。

「国家破産が債権者にとって非常に不当かつ欠陥だらけのものであるにせよ、またそれが同時に、国家にとって非常に害があり、かつ信用をゆるがすはずのものであるにせよ、にもかかわらず、これが非常におおきな悪を

減少させるであろう次の諸点を忘れてはならない。すなわち、

- 1) これでもって実質資本が失われたのではない。これはすでに喰いつぶされてしまっていたのだ。……
- 2) しからざれば年々の利子を支払わねばならなかった分だけの利益を国民がうける。したがって、しからざれば、怠惰なレントナーに支払われるべき分を生産的労働に使うことができる。
- 3) 怠惰なレントナーの一部は、ふたたび労働者階級として登場し、実質価値をうみだすことを余儀なくされる。
- 4) 利子付きで金を貸したいと思う人の数は減少し、生産事業にヨリおおく資本が流入するようになる。

かくて国家破産というものは、つねにおおきな動揺をあたえるものではある。しかし、もしそれが整然となされるならば、おおくの人が信じているほどには、国富全体に害のあるものではない」(ヤーコプ「経済学原理」三五八―三五九ページ)。

すなわち、ヤーコプは私家計における債務の累積が、破産という形で私個人を破滅させるのとはちがって、公共家計における債務の累積による国家破産には、まだ救いがあることを示し、もって公私両家計の債務累積による破産の性格のちがいの一端を明らかにしているのである。¹⁾

1) 国家破産にたいするラウの考え方も、そのあらまはヤーコプと同一である。すなわち、「国家破産とは債権者の権利を傷つける形での、国債の破棄ないし削減である。……たしかにこれは国民経済的には、私的破産とのアナロジーから推測するほどには、おおきな作用を持つものではない……とはいえこれは国民経済的に無害であるとは思われない。これは諸収入の慣習的分配に大きな動揺をあたえ、おおくの家族の富裕を破壊し、長期的にのみ克服しうるような大量

の貧困と窮乏とをひきおこすのである」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三六八―三六九ページ)。ただし偉大な常識家らしく、ラウは国家破産は実際には、これが不可避であり、しかも事実上すでに破産の状態と思われる場合にのみ行わ
るべきである、としている。

三、公債の累積とその元利償還

公債累積にたいして対処すべき第二の道は、その元利払いにかかわるものである。これはいわば正攻法による公債累積問題の解決法である、といつてよいであろう。

この問題についてのヤーコプとラウの見解を展望するためには、まず、公債の本質とその社会的・経済的作用に関する、かれらの基本的考察から見てゆかねばならないと思う。

公債を発行すること、すなわち、「国家が起債する場合、国家は後の年々および後の諸世代の資金にさえ援助を求めることになる。そして、ヨリよい時期にはこれを容易に納めうるといふ希望を持って今担い切れないほどの負担を、おおくの、ちいさい、つぎつぎに支払われる貢納に分割するのである」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三〇二ページ)。

1) ヤーコプも同様の趣旨を述べている。「公債によって緊急時を乗り切るべき方法は、しからずんばその援助が必要な一年ないし同世代の、単独ではあまりにも重すぎる負担を数年にわたり、状況がよければ、数世代にわたって分配するという長所をも、とりわけ持っている」(ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六九〇ページ)。

以上の説明からもわかるように、「……起債の場合には、国家経費の支払いの任にある現世代が、後の世代の

古典派的起債原則論のドイツへの流入

犠牲において、非常なる保護をうけることになるのである……」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三一三ページ)。

しかも、既述のように、かれらにとっては、起債によって調達された財源は、経費支出の段階では、実際には公的に資源を使用しないし消費しつくすものであると考えられる。それゆえ、これは結局、貨幣的負債のみを残すことになるであろう。

後の年代、後の世代に必要となってくるものは、実質的に無になってしまった資本にたいする元利払いである。これはふつう、国民から租税の形で徴収したものをもって、その元利払いに充当することを意味するであろう。すなわち、一方では一国民の産業を一層弱体化させ、他方では、いずれにしても直接生産的に使用することがないであろう怠惰なレントナーに、これを元利払いの形で支払うことになるのである。

この結果はかれらにとって明瞭であった。すなわち、

その第一は、国民経済の生産力は起債によっても、また累積公債の元利償還によっても低下させられる、ということである。ともに生産的用途から資本を引き抜き、不生産的方面に資金を流入させることになるからである。これは生産性を低下させる形で、後の世代の国民経済に負担を転嫁することになりはしないであろうか。

第二に、これは国民を労働や、土地、企業資本によって生活する人々と、金利によって衣食する層とに分け、これらの間の所得ないし財産所有の不平等を、一層激化させることになるであろう。これは社会的、経済的に見てあまりよい結果とはいえない、とかれらは考えている。¹⁾

1) このあたりの叙述は主としてヤーコブ「国家財政学」第一巻、六九四ページ以下によった。

ヤーコブやラウは、起債も、その元利払いも、一国の産業や社会関係に悪い作用を持つことをみとめている。

「……しかも国債の額が大となればなるほど、その悪影響も广大となることは疑いの存しない所である」(ヤーク「国家財政学」第一巻、六九四ページ)、とかれらは考えている。

かれらは、ともかくもできうる限りはやく国債の償還をせねばならぬと考える。ヤークはいう。「……にもかかわらず、起債が必要な場合には、その即刻の、かつ合目的な分割償還こそ、真摯に考えねばならない」(ヤーク「国家財政学」第一巻、六九六ページ)と。¹⁾

1) ラウも同様な趣旨を述べている。「負債減少の緊急な必要性は、負債の作用の考察から、また最近では戦時における新債務の累積の方が、戦時と戦時の間の平和時の債務の減少分よりもおおい、という諸国の歴史を一べつしたところから、うまれてくる」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三六八ページ)。

いまやわれわれは、ナポレオン戦争の戦費充当を契機にして、とくにイギリスにおいて深刻な問題として再び議論の的となっていた累積公債の分割償還プラン、いわゆる減債基金制度についての、ヤークおよびラウの見解を述べるところにきたと思う。

減債基金制度については、かれらはあまり肯定的な見解を持ってはいないようである。ヤークはいう。「減債基金制度がしばしばその目的を忠実に保持しないで、あたらしい起債を容易にするためにのみ使用されたことは、イギリス信用史の示すところである。しかしながら、制度の誤用は制度自体を非難させるものではないであろう」(ヤーク「国家財政学」第一巻、六八九ページ)。

ラウは「……厳格なる減債プランによるよりも、自由なる減債方法の方がより合目的である」(ラウ「財政学原理」第二分冊、三八二ページ)と考えている。

第四節 ヤーコブとラウの公債論の学説史的意義

ヤーコブとラウの公債論、とくにその起債原則論の持つ学説史的意義を検討するにあたっては、次の二つの事項に則してこれをなすのが適切であろうと思われる。

第一は、かれらがその範としたイギリス古典学派の公債論と、かれらのそれとを対比させることによって、かれらの公債論の持つ特色を一層明確にすることである。

第二は、かれらの公債論が後代の公債学説、とくにドイツのそれにあたえた影響を検討することである。

一、ヤーコブとラウの古典派財政論的性格

ヤーコブとラウの公債論ないし起債原則論が、その本質において古典派的公債論の基礎に立つものであることは、既述したところからおおよそ推測されうらと思う。

しかしここでは、なおこの推測を補強するために、古典派的公信用論ないし財政論と、ヤーコブとラウのそれとの個別的類似点のうち、その若干を紹介しておこう。

1) ヤーコブとラウとは、いずれも古典派的・スミスの経済学の方法を適用しつつ、官房学的財政論から、独立の、いわば応用経済学としての財政学への脱皮をはかった。

2) かれらは公共収入を論述するにあたり、それぞれの財政学概論書において、ページ数においても、また質的意味においても、国家の有産者的収入よりも租税収入の議論に重点をおいた。

3) かれらもまた均衡財政論をその基底に持っていた。したがってかれらは、經常費も臨時費もひとしく、できうるかぎり租税を中心とする經常収入で充足するのが原則であると考えた。

4) したがって、かれらもまた、起債は、臨時経費の支出額が巨大かつ迅速な調達を必要とする場合で、しかも他の調達手段では充足が不可能であるか、もしくは、それが国民経済的に見て、きわめて不適切な場合に限つてのみゆるされるとした。

しかしかれらは、古典派的財政論ほどには徹底して一面的に国民経済的見地から、起債の制限を主張しているわけではない。

たとえば、戦費調達目的の起債の許容について、スミスやとくにリカードは、この場合にさえも課税調達の見地を貫徹することによって、戦費という巨額な臨時経費の必要を生ずる戦争そのものの阻止をさえ考慮している。

しかるに、ラウにいたっては、時折生ずる歳入欠陥の折にも、もしそれが小額であり、しかも一年ないし数年でこれを償還しうるならば、これを(いわば赤字)公債の発行によって調達することまで容認している(ラウ「財政学原理」第二分冊、三三三ページ)。

5) かれらも一応は公債の累積を非常におそれてはいた。しかしながら、この結果生ずべき国家破産などについては、古典派の人たちほどには国民経済的破滅感を持っていなかったこと、すでに見てきたとおりである。

6) 減債の必要性についてもヤーコプやラウはたしかに真摯に考慮している。公債は将来世代の負担と考えられるからである。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

減債のための制度機構としての減債基金制度についても、かれらは一応これが有効な制度であるとしつつも、なお実質的にはその目的を果さず、むしろ逆に公債累積のための基金となり果てるおそれなしとしない、と見てゐる。

ヤーコプやラウの財政論が、その基本において古典派的財政論の軌道の上をゆくものであることへの説明は、以上で一応充分ではないかと思う。

しかしながら、われわれは、ヤーコプやラウの財政論における官房学的要素を強調する学者も、従来から数おおく存在したことに注意を向けるべきである。研究者として出発して以来の、かれらをとりにまく環境を考慮するならば、これもまた、きわめて自然のことのように考えられる。¹⁾

1) たとえばマイゼルはいう。「……ラウはスミスの方法に充分精通していたわけではなかったし、また古典派的精神をこえて成長したわけでもなかった。彼は経験的官房学の思慮ぶかい探究者であり、改修者でもあった……」（マイゼル、前掲論文、二五三ページ）。

マンは「後期官房学者 Spätkameralist ヤーコプ」と呼んでゐる（Fritz Karl Mann, Steuerpolitische Ideale, Jena 1937, S. 222）。事実ヤーコプの展開しようとした、法的ならびに政治的國家諸科学の体系は、そのうちに経済学や財政学をふくむ壮大なる体系であり、まさに官房学の体系そのものであった（ヤーコプ「國家諸科学研究入門」一七ページ以下）。

われわれもまた、たとえば次の諸点において、かれらの財政学説が官房学的性格を持つことをみとめるにやぶさかではない。

a) かれらは何らかの意味で、国家活動の国民経済にたいする積極的な役割を、ある程度、みとめていた。したがって、たとえばラウは、国民経済的にみて国家経費に直接的・間接的生産性のあることをみとめていたのである（ラウ「財政学原理」第一分冊、二五―二六ページ）。もちろん、この場合、有用性と生産性とは截然とは区別されてはいないのであるが。

b) ヤーコプは、租税をもって主として有産者の収入（ドマーネンやレガリエンからの収入）の補完とみなしていた。

c) しかも、ドマーネンなど国有財産の売却にはヤーコプは原則的に反対であったし、ラウもまた、これは状況次第の問題であって、原則的な形では解答が出せないと述べている（ラウ「財政学原理」第一分冊、九三―九四ページ）。

d) ヤーコプは官房学の基本概念を構成している用語を使用して叙述し（経済状態を意味する *Nahmungsstand* はほ国家と同義の *die bürgerliche Gesellschaft* の使用など。ヤーコプ「国家財政学」第一巻、六二〇および六二二ページ）、またかれらは、財政学形成にたいして持つユスティの労作の価値を、かなり高く評価している。

e) かれらは実際の側面、ないし財務行政的側面に比較のおおくのページを割いている。にもかかわらず、われわれはヤーコプとラウの財政学説や公債学説は、その本質において古典派的・自由主義的学説に追隨するものであると考えている。

もちろん、完全な形での古典派的経済学説は、とくにドイツの財政学説のうちには根つきにくかったと思われる。財政学は国家ないし国家の経済を中心的対象とする学問だからである。

既述のようにイギリス古典派経済学は、支配者と被支配者、支配者の国家と被支配者の「市民社会」、支配者の経済たる国家経済ないし財政と被支配者の経済である「国民経済」、との間の利害の根本的対立の認識の上に立つものであった。そして「市民社会」や「国民経済」の利害を基準にし、これをもって支配者の経済たる財政をも批判し、分析しようとするところに古典派的財政論の本領がある。換言すれば、古典派的財政論の成否は、一にかかって、どこまで——いわば一面的に——財政を国民経済的視点と理論とに服せしめることができるか、にかかっていたといつてよいであろう。

しかしドイツにおいては、十九世紀はじめにいたつてもなお、イギリスとはおおいに事情を異にしていた。「神聖ローマ帝国」の消滅（一八〇六年）後にいたつても、ここでは君民「共同の利益」を追求する領邦国家の色彩は、未だ現実的に色濃く残されていたのである。すなわち、支配者と被支配者の利害、国家経済的利害と国民経済的利害とは、何ら対立すべきものではない。むしろ相互に補い調和さすべきものと観念されたのである。だからこそ、たとえばラウにおいては、財政学のもっとも基本的原理は、イギリス古典派のように一面的に国民経済学のみを基礎とするだけではなく、私経済学や国家諸科学をも基礎として構成すべきもの、と考えられたのである（ラウ「財政学原理」第一分冊、一一ページ¹⁾）。

- 1) かつてカント哲学の普及者であり、また古典派経済学の追隨者でもあったヤーコブにおいても、たとえば、公課の諸原則を、a、正義、b、国民経済的利害、c、国家経済的利害の三者から導きだし、しかもこれら三原則が「完全なる調和と相互に補い合い助け合う」（ヤーコブ「国家財政学」第一巻、三七二ページ）ことを要請した。

しかも財政現実の点からいっても、当時のイギリスがすでに国家収入の大部分を租税によって充足する租税国

家 *Steuerstaat* であったのとは異なつて、ドイツは未だ多分に有産者的国家であつた。¹⁾

1) ドイツ(領邦)諸国家の収入に占めるドメーネン収入の比率の異常な高さについては、おおくの記述がある。しかしここではその一般の様相ないし傾向のみを展望しておく。十八世紀中葉にいたつてもなお、おおくのドイツ諸国家では、ドメーネン収益は総収入の四分の一ないしは三分の一以上にさえ達していた。この比率は一八八〇年代においては、概算で「一〇パーセントに圧縮されたのである……」(Wilhelm Abel und Hans-Günther Schlotter, Art. Domänen, 前掲「社会科学辞典」第三巻、一九六一年、二二一頁)。

ヤーコプとラウの公債論ないし起債原則論は、古典派的経済学説の上に立ちながらも、なおドイツの伝統的・官房的国家観や国家財政の現実との妥協に終始していた。かれらは古典派的財政論をもつて首尾一貫して、ドイツの財政現実を分析するわけではなかつた。また古典派的財政論を経済理論的に一層掘り下げることもしなかつたのである。

それゆえにこそ、かれら両名は十九世紀前半のドイツの大学における、もつとも高名な経済学教授、財政学教授ではありえたが、ついに古典派的財政論をこえてすすむことはできず、単にその亜流たるにとどまつてしまつた。

二、「社会時代の財政学」とヤーコプおよびラウの公債論

ヤーコプとラウの経済学説ないしはとくに財政学説は、十九世紀前半のドイツにおけるもつとも代表的な学説であつた。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

事実、かれらの労作は比較的長い期間にわたってひろく読まれ、またその学説は同時代ないし、これにつづく時代のおおくの研究者たちの出発点を形成した。

では、かれらの公債学説は、かれらにつづく時代の支配的ドイツ財政学説、すなわち、アドルフ・ワグナーを中心に、ローレンツ・フォン・シュタイン、アルバート・シェフレの「三巨星」によって代表される「社会時代の財政学」の公債論にたいし、いかなる影響をおよぼしたのであろうか。

周知のように「社会時代の財政学」説は、スミスの夜警国家観の上ではなく、主としてドイツ的有機主義的国家観を基礎に構築された。この学説は自由放任的資本主義の社会的・経済的弊害に目をむけ、国家がこの弊害を除去するためには、資本主義的国民経済に主として社会政策的に介入し、もってその生産性の維持、上昇を心がけるべきだとしたのである。

かかる特色を持つ「社会時代の財政学説」、とくにその公債学説が、ヤーユプやラウの学説にそれほどつよい親近感を持てなかったのは、きわめて自然のことであらう。

十九世紀はじめの二世代にわたったドイツ公債論のうちでは、まずカール・ディーツェルの「国民経済との関連よりみたる国債制度」一八五五年 Carl Dietzel, Das System der Staatsanleihen im Zusammenhang der Volkswirtschaft betrachtet, Heidelberg 1855. (池田浩太郎訳「公債の経済理論」千倉書房、昭和五二年)が、「社会時代の財政学」説にとってもっとも親近感があり、かつ重要な文献でもあった。

ディーツェルは国家活動が国民経済的生産性を持つことを積極的に承認し、国債を制度として正しく活用することによって、国家の経済と国民経済とが、相ともに手をたずさえて永続的に発展しうるものであることを論証

しようとした。十九世紀後半の支配的ドイツ財政学説の公債論は、基本的にはだいたいドイツの敷いた軌道をすすんでいった、といっても過言ではあるまい。

もちろん、「社会時代の財政学」者たちが、「初期ドイツ財政学」の公債論を全く無視していたわけではない。しかし、かれらはこの傾向の代表的公債学説としてはヤーコプやラウのそれではなく、ネーベニウスの大著「公信用」（一八二〇年、第二版、一八二九年）を考えていた。事実、ネーベニウスの「公信用」は、経済理論的には古典派的立場に立ちながらも、公債についてその理論、歴史、制度、政策とを統合的に論述した点で、「ドイツにかつて存在した経済学文献のうちで、おそらくは最善の研究書であり、しかもこれは、もちろん、どの国の言葉であれ、国債について書かれたもののうち、最も重要な労作なのである」（ロッシヤ、前掲書、九五七ページ）、というほどの高い評価をうけていた。

ネーベニウスの労作がある以上、基本的にはミス公債論ないし古典派的公債論を、ドイツの諸事情を考慮した上で再構成したにすぎない観のあるヤーコプやラウの公債学説は、かれらの時代をこえて、「社会時代の財政学」者たちの公債論にまで影響をあたえるほどの価値を持つものではなかったであろう。ラウの高名な「経済学教科書」三部作の補訂者でもあるワグナーにとってさえ、このことは妥当したと推測される。¹⁾

- 1) ワグナーはいう。「ドイツではネーベニウスおよびラウをふくめた以前の理論〔十九世紀前半の理論〕、および外国の理論は、今日にいたるもなお、かなりの数のものが国家信用の現実的適用性にかんする充分な学説を成就しえていない」(Adolph Wagner, Die Ordnung der Finanzwirtschaft und der öffentliche Credit, in: Handbuch der politischen Oekonomie, hrsg. v. G. Schönberg, 4. Aufl., 3. Band, Tübingen 1897, S. 792.)。

古典派的起債原則論のドイツへの流入

古典派的起債原則論のドイツへの流入

シュタインもほぼ同様な見解を示している。「……ヤークブは資料の厳密な整序によって、ラウは鋭くかつ豊かであることによって、個々のにひいでたものを持っていたが、かれらはすべて、多少とも国債というものを悪と考えることによって、国家信用の真のイデーを成就しなかった……しかもかれらには原理的理解が欠けていたのである」(Lorenz von Stein, *Lehrbuch der Finanzwissenschaft*, Wien 1860, S. 462)。これにつづくバラグラフで、シュタインは、国家信用を信用の立場から独立の学問分科となしたネーベニウスの業績を高く評価した。しかし彼は、これには国家経済と国民経済との関連の問題が忘却されているという。そしてネーベニウスの欠落を補い、国債を国民経済的観点から鋭く分析したものとして、ディーツェルの労作をシュタインは非常に高く評価しているのである。